

令和4年度市民参加手続の実施予定

番号	対象事業等の名称	所管課等	市民参加手続の種別等	
1	行政評価	企画政策課	事業内容等	総合計画を着実に推進し、市民のまちづくりに対する満足度向上を図るため、第1次実施計画事業の取り組み状況について評価検証を行うとともに、総合計画第1次基本計画の施策に対する市民満足度重要度調査を行う。
			上位計画・条例（ある場合）	
			市民参加手続種別	市民意向調査手続（市民満足度・重要度調査）、審議会等手続（総合計画審議会）
			参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由	行政評価についての外部意見として、総合計画審議会委員よりご意見をいただくため。また、現基本計画における各種施策の満足度及び重要度を把握するため、アンケートを1回実施する。
			開催予定時期及び回数	市民意向調査手続（アンケート） 8月1回 審議会等手続 7月1回
			見込参加者数	市民意向調査手続（アンケート） 3,000人
2	印西市公共施設整備基本方針の策定	企画政策課	事業内容等	地域における人口の状況や市民ニーズなど市の状況を踏まえ、施設の統廃合・大規模改修及び更新事業を円滑に進めるため、市全域の公共施設の配置の考え方についての方針を策定する。
			上位計画・条例（ある場合）	総合計画基本構想・第1次基本計画
			市民参加手続種別	市民意見公募手続（パブリックコメント）
			参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由	本方針の策定にあたり、パブリックコメントの実施が最も効果的であると考えため。
			開催予定時期及び回数	7月1回
			見込参加者数	
3	第4次印西市男女共同参画プラン	市民活動推進課	事業内容等	男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、第4次印西市男女共同参画プランを策定し、様々な施策を推進する。
			上位計画・条例（ある場合）	
			市民参加手続種別	市民意向調査手続、審議会等手続、市民意見公募手続（令和5年）
			参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由	市民意見を十分に把握した計画を策定するため懇話会の意見参考に調査項目を検討し、市民意識調査を実施。分析結果を報告、協議し、市長に提言書を提出。以上の合計4回程度、懇話会を実施し、その後パブリックコメントを実施する。令和6年3月末の策定を目指す。
			開催予定時期及び回数	市民意向調査手続（令和4年10月） 審議会等手続（年4回）、市民意見公募手続（令和5年）
			見込参加者数	市民意向調査手続 3,000人 審議会等手続 14名（1回あたり）
4	印西市災害廃棄物処理計画の改定	クリーン推進課	事業内容等	平時において廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づき策定する計画である災害廃棄物処理計画を、国の災害廃棄物対策指針や市地域防災計画との整合を図るため見直すもの。
			上位計画・条例（ある場合）	災害廃棄物対策指針（環境省）、市地域防災計画
			市民参加手続種別	市民意見公募手続（パブリックコメント）、審議会等手続（印西市水道事業運営審議会）
			参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由	市民意見を反映するため、町内会や公募の委員が構成員の中に入っている廃棄物減量等推進審議会に、素案作成について意見をいただく。またパブリックコメントを実施し、市民意見の把握に努める。
			開催予定時期及び回数	パブリックコメント：1月に1回、審議会：7月・10月・12月・2月 計4回
			見込参加者数	
5	第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針の策定	学務課	事業内容等	印西市学校適正規模・適正配置基本方針（平成28年10月）策定時から現在に至るまで、学校を取り巻く環境が大きく変化している中で、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るためには、基本方針の抜本的な見直し等を行い、対応していく必要があることから、新たに第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針を策定するもの
			上位計画・条例（ある場合）	
			市民参加手続種別	市民意向調査手続、審議会等手続
			参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由	市民意見を十分に把握した方針を策定するため、市民アンケート調査を実施し、印西市学校適正配置審議会にアンケート調査結果の報告と素案作成について意見を頂く。翌年度、方針の素案を作成し、パブリックコメントにつなげ市民意見の把握に努める。
			開催予定時期及び回数	市民意向調査手続 6月1回 審議会等手続 5月、6月、8月、10月、11月、1月、2月、3月の8回
			見込参加者数	市民意向調査手続 2,000人

※条例第6条第1号 市民意向調査手続、第2号 市民説明会手続、第3号 市民意見公募手続、第4号 市民会議手続、第5号 審議会等手続

※通常の審議会等手続きは含んでいません。